

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月 7 日
【会社名】	ネクセラファーマ株式会社
【英訳名】	Nxera Pharma Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長ＣＥＯ　　クリストファー・カーギル
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 2 号
【電話番号】	03(5210)3290(代表)
【事務連絡者氏名】	法務・コンプライアンス部　ディレクター　勝原 哲平
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 2 号
【電話番号】	03(5210)3290(代表)
【事務連絡者氏名】	法務・コンプライアンス部　ディレクター　勝原 哲平
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当　　1,214,464,160円 (注)　その他の者に対する割当の金額は、本有価証券届出書提出 日の時価を基礎として算出された見込額です。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2026年12月期(自 2026年1月1日 至 2026年12月31日)半期報告書を2026年8月7日付で提出いたしました。これに伴い、2024年4月17日付で提出した有価証券届出書並びに2024年5月9日付、2024年8月9日付、2025年2月14日付、2025年3月26日付、2025年4月16日付、2025年8月8日付、2025年12月5日付、2025年12月12日付、2026年2月13日付、2026年3月25日付及び2026年4月15日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書について、当該半期報告書を参照書類に追加し、必要な修正をするため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第36期(自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日) 2026年 3 月25日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年 4 月15日)までに、次の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき臨時報告書を2026年 3 月25日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づき臨時報告書を2026年 4 月15日に関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づき臨時報告書を2026年 4 月15日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第36期(自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日) 2026年 3 月25日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度第37期中(自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日) 2026年 8 月 7 日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年 8 月 7 日)までに、次の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき臨時報告書を2026年 3 月25日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づき臨時報告書を2026年 4 月15日に関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づき臨時報告書を2026年 4 月15日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年4月15日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年4月15日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有ありません。

（訂正後）

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年8月7日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年8月7日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有ありません。